

報道関係各位

令和4年7月15日
独立行政法人日本スポーツ振興センター
スポーツ振興事業部

第1316回スポーツ振興くじの取扱いについて (7月15日12時00分時点)

第1316回スポーツ振興くじについては、以下の指定試合(J1リーグ戦第22節)が中止となりました。

「名古屋グランパス vs 川崎フロンターレ」

つきましては、その決定を踏まえ、スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則第5条第1項第1号及びスポーツくじ約款第11条第4項に基づき、当該指定試合は開催されなかったものとみなし、第1316回「toto」、「mini toto A組」、「BIG」、「100円BIG」、「BIG1000」及び「mini BIG」の当該指定試合に投票された「1」「0」「2」、「MEGA BIG」の当該指定試合に投票された「1」「2」「3」「4」は、いずれも合致したものととして取り扱います。

【参考1】

○スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則(抄)

(試合の結果等の確定及び通知)

第5条 法第23条に規定する機構(以下、単に「機構」という。)が法第12条の規定により指定試合の結果等を確定しようとする場合において、その指定試合等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該指定試合等は開催されなかったものとみなす。

一 第3条第1項の期日又は期間に指定試合等が開始されなかったとき。

○スポーツくじ約款(抄)

(各等の種類)

第11条

4 指定試合等の開催が、最低成立試合数を満たし、スポーツくじチケットが発売された場合の、スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則第5条第1項及び第3項ただし書並びに第5条の2第2項の規定により開催されなかったものとみなされた指定試合等に係る投票内容は、すべて合致したものととして取り扱います。

【参考2】 スポーツ振興くじ最低成立試合数について

くじ種	予想系くじ			非予想系くじ			
	toto	mini toto	totoGOAL3	BIG/100円BIG	MEGA BIG	BIG1000	mini BIG
指定試合数	13試合	5試合	3試合	14試合	12試合	11試合	9試合
最低成立 試合数	9試合 (4試合中止まで)	3試合 (2試合中止まで)	2試合 (1試合中止まで)	10試合 (4試合中止まで)	8試合 (4試合中止まで)	8試合 (3試合中止まで)	6試合 (3試合中止まで)

(参照条文)スポーツ振興投票の実施等に関する法律第17条第1項、同法施行規則第7条第1項